

工 事 特 別 仕 様 書

- 1 工 事 名 農地耕作条件改善事業 小原地区 繰7-1工区
 2 工事場所 南九州市瀬娃町別府地内
 3 工 期 令和8年10月23日 ※工期延期予定地区

第 1 章 総則

農地耕作条件改善事業 小原地区 繰7-1工区の施工に当たっては、最新版の鹿児島県農政部制定「農業土木工事共通仕様書」(以下「共通仕様書」という)、「農業土木施工管理基準」(以下「施工管理基準」という)、「工事請負契約書」及び「設計図書」に基づいて実施する。共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第 2 章 工事内容

1 . 目的

この工事は、農地耕作条件改善事業 小原地区 繰7-1工区の事業計画の一環として、農道整備を行うものである。

2 . 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

主要工事内訳

工 種	規 格	数 量	備 考
【農道工】			
農道改良工事	1号農道 全幅員3.5m	70.0 m	
流末水路工事	1号流末水路工事	13.0 m	

3 . 工事数量

本工事の数量は、設計図面及び参考資料による。

受注者は本工事数量に関して疑義が生じた場合には、監督職員と協議すること。

- (1) 本工事の断面図や土工数量は、発注時点の数量で計上している。着手前に測量を実施し、測量結果及び実施数量を報告すること。報告結果を基に協議を行い、変更数量を決定する。(変更対象とする)

4 . 現場代理人の兼任

- (1) 現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項(請負代金の変更、契約の解除等を除く。)を処理する受注者の代理人であるが、次の(1)から(5)のすべてを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。

- (2) なお、また、主たる工種が区画線工事の場合、次の(1)、(2)及び(6)の全てを満たし、工事現場における運営、取り締まり及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合は工事現場の兼任を認めるものとする。

なお、専任の主任(監理)技術者と現場代理人を兼務する場合において、専任の技術者配置の特例により他の現場と兼任が認められた工事については(2)、(4)、(5)の要件を満たすものとし、兼任できる工事は2件までとする

- (3) (1)兼任できる工事は3件までとし、それぞれの工事の当初請負金額の合計4,500万円未満であること

※ 設計変更により、兼任するそれぞれの工事の請負金額の合計が4,500万円以上となった場合においては、受注者の都合により現場代理人を変更できるものとする。(現場代理人の負担軽減措置)その場合は、「現場代理人等選任(変更)通知書」により現場代理人の変更手続きを行うこと。

- (2)発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること
- (3)兼任する工事は、概ね1時間以内で移動できる範囲
- (4)発注者又は監督員が求めた場合には工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと
- (5)兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1日1回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること
- (6)兼任する現場代理人は、必ず担当する工事現場のいずれかに常駐するとともに、それぞれの現場稼働日は重複しないこと

5 . 「週休2日」による施工

- (1) 本工事は、「週休2日」試行工事とし、令和5年10月1日以降適用の「週休2日」試行工事実施要領に基づき補正を行う。

6 . 熱中症対策に資する現場管理費の補正(以下、「補正」という)

- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象である。
- (2) 試行にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について(令和3年6月1日付け農地保全課長通知)」に基づき行うものとする。
- (3) 「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について(令和3年6月1日付け農地保全課長通知)」については、鹿児島県ホームページから取得できる。
- (4) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

ア 真夏日

気象庁の地上気象観測所(以下「気象観測所」という)の最高気温が30度以上または、環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)が25度以上の日をいう。

ただし、夜間工事の場合は、作業時間帯の最高気温またはWBGTで判断する。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止対策をとりながら熱中症対策を行う現場では、気象庁観測所の日最高気温が28度以上または、環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)が25度以上の日をいう。

イ 工期

工事の始期から終期(工事完了日)までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみ実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ウ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

真夏日率＝工期期間中の真夏日÷工期

- (5) 受注者は、工事期間中における真夏日の確認を行う施工現場から気象観測所を施工計画書に記載し、補正の有無について協議する。
 なお、真夏日の確認を行う気象観測所は、原則施工現場から最寄りの気象観測所とする。
 ただし、気象観測所と施工現場との標高差が大きく、著しく真夏日の日数が異なる場合や、最寄りの観測所でWBGT値の提供がない場合で、WBGT値を採用したい場合には、近隣の気象観測所の採用を許容する。
- (6) 真夏日の確認は、設計変更時点までは、実施年度の観測値を用いることとし、受注者は、設計変更時点までの日最高気温の観測データ等と、それを基に集計した真夏日日数を工事打合簿で報告する。
- (7) 気象観測所の日最高気温の観測データと併せて「熱中症対策に資する現場管理補正に用いる観測所一覧」に示した日最高気温を標高差による補正を行ったデータと、それを基に集計した真夏日日数を報告する。
- (8) 設計変更時点以降の後片付けを含めた工事期間の真夏日日数は、「変更時点以降の真夏日判断の参考資料」に基づき、加算する日数を協議の上定めて決定する。
 なお、設計変更に用いる真夏日(実測の真夏日と変更日以降の真夏日として加算する日数の合計)を受注者からの真夏日報告の工事打合簿に明記して通知する。

- (9) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し精算時に設計変更を行う。
- 補正値(%)＝真夏日率×補正係数 (補正係数:1.2)
- 補正値及び真夏日率は、少数点以下3位を四捨五入して、2位止めとする。
- 現場管理費＝対象純工事費×((現場管理費率×補正係数)＋補正値)
- (10) 上記取扱において、特に定めのない事項については、必要に応じ協議により定め

7 . 電子納品

- (1) 本工事(業務)は、電子納品対象工事(業務)とする。電子納品とは、南九州市HP掲載の「南九州市電子納品の手引き(案)(令和7年4月):(以下、「手引き」という。)」に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。
- 2 手引きに基づいて作成した電子成果品は、電子媒体(原則CD-R)で成果品を提出する場合、正本1部、副本1部の計2部提出する。
- 電子納品レベル、納品方法及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定する。電子化しない成果品については従来どおりの取扱とする。
- (2) ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は、電子媒体で成果品を提出する場合、正本1部、副本1部の計2部を提出する。
- また、情報共有システムを用いた電子納品を行う場合は製本1部とする。
- 電子納品レベル、納品方法及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定する。

8 . 契約工期等の取扱い

- (1) 本工事は工期延期を予定しており、工期延期承認後の工期は、令和9年1月29日を予定している。
- (2) 「工事標示板」等に工期を標示する場合は、監督職員と協議のうえ、当初は前項の工期を考慮した完了予定工期に「(予定)」を付して標示するものとし、契約変更後速やかに変更後の工期に訂正を行うものとする。

第 3 章 施工条件

1 . その他

受注者は、工事中に関係地元住民や官公署より交渉を受けた場合は、直ちに監督職員に申し出て指示を受けなければならない。

第 4 章 現場条件

1 . 土質

この工事の施工場所の土質は、砂質土と想定している。

2 . 営農との関連

畑、水田等に立ち入る場合は、土地所有者の承諾を事前に得てから立ち入り工事施工することとし、施工方法について地主と十分協議し、営農に支障のないよう施工すること。また、周辺の農地についても耕作者等と連絡を密に行い、営農に支障のないよう施工すること。

3 . 地下埋設物

工事施工中において、埋蔵文化財、水道管、ケーブル等を発見した場合は、直ちに工事を中止して監督職員に報告し、指示を受けなければならない。

4 . 第三者に対する措置

- (1) 騒音・振動対策

第三者(隣接建物等)への騒音・振動対策については、特に注意をはらい施工に当たっては、騒音・振動による被害を防止するため、十分な調査・計画をたてること。

また、ブロック積や墓・宅地・構造物等にヒビ、亀裂等が入らぬよう特に注意して施工するとともに毎日1回被害状況を調査すること。

資材等の運搬車両が宅地近辺の県道、市道等を通過する際においても騒音・振動対策に注意すること。

周辺住宅とは、日頃より工事工程等の連絡を行い、良好な対話を図っておくこと。

なお、施工が原因で既存構造物、河川、作物等への被害が生じた場合は、受注者の責任において処理するものとする。

(2) 土砂等の流出防止工

工事区域外への土砂等の流出防止のため仮沈砂施設等、防災施設を設け工事施工に伴う土砂等の流出防止に努めなければならない。

(3) 保安対策

通行止め等、工事箇所近隣の居住者等とは工事工程を報告する等積極的に地元対策を実施し、トラブルがないようにすること。

通行人の安全確保は十分に行うこと。

(4) 第三者の指導

工事中、関係の地元住民や官公署より指導を受けた場合は、直ちに監督職員に申し出で指示を受けなければならない。

(5) 環境への配慮

生コン車によるコンクリートの現場搬入を行った場合、生コン車の洗車水は現場で垂れ流すことなく生コン工場まで持ち帰り適切な処理をしなければならない。

(6) 既存の建造物

工事の施工にあたり他の建造物、立木等に影響があるときは、監督職員と立会いを行い入念な注意と防護をすること。万一これらに損傷を与えた場合は、受注者の責任をもって直ちに復旧又は補償しなければならない。

5 . 建設副産物

(1) 適正処理に係る確認方法は次のとおりとする。

1) マニフェスト情報を収録した磁気媒体(CSV形式)による確認

2) 受渡確認票による確認

(2) 工事完成書類に添付するマニフェストは、E票(写し)とする。

また、工事完了時点でE票が元請業者に返送されていない場合については、A票、B2票及びD票のうち元請け業者で保管する最新の票の写しを添付すること。

但し、この場合においても事後に元請け業者にE票が返送され次第、E票を提出すること。

(3) 「建設副産物の適性処理及び利用促進」(別紙—1)を参照すること。

第 5 章 仮設

1 . 工事用道路(維持管理)

近隣の国道、県道等を現場搬入道路として利用することとするが、一般運行に支障をきたさないよう受注者の責任において維持管理しなければならない。

また、道路使用前に発注者及び道路管理者と現地確認を行い現状を把握した上で、写真等で記録する。

なお、補修が必要となった場合は、受注者の責任の有無等を踏まえ、設計変更に係る協議を行うことができるものとする。

第 6 章 工事用地等

1 . 受注者の裁量による工事用地等

発注者が確保している工事用地以外の用地(現場事務所及び資材仮置き場等)を受注者の裁量で確保する場合は、必要な手続き(一時農地転用等)を経た上で、受注者の責任において処理するものとする。

なお、工事完了後地権者等が土地の返還に承諾する旨を確認できる書類を提出するものとする。

第 7 章 工事用電力

この工事に使用する電力設備及び電力料金は、受注者の負担とする。

第 8 章 工事用材料

1 . 規格及び品質

各種材料の使用にあたっては、同等以上の品質を有するもので、カタログ、各種成績書により材料使用承認を受けるものとする。

また、原則として監督職員の材料検収を受けるものとする。

(1) コンクリート

コンクリートは、レディーミクストコンクリートを使用するものとし、使用目的別の配合諸元は次のとおりとする。

種類	設計基準強度 (N/mm ²)	粗骨材最大 寸法(mm)	水セメント比 (%)	スランプ範囲 (cm)	セメントの 種 類	適用工種
標準品	18	25以下	65以下	8	BB	基礎Co,張Co

※設計(構造計算)において、水セメント比が表の上限値より小さく設計されている場合それと整合するようにする。

- 1) 生コンは原則としてJIS表示許可工事で、かつ、コンクリート主任技師は、コンクリート技士の資格をもつ技術者が在籍するとともにコンクリート製造能力、製造設備、品質管理状態及び運搬時間等を考慮して選定しなければならない。
- 2) 品質検査(JIS A5308-9検査)は、受注者が直接行うよう努めなければならない。止むを得ず生産者に検査のための試験を代行させる場合でも受注者が立会いし確認しなければならない。
- 3) 品質管理は、施工管理基準によるほか材合7日又は3日圧縮強度試験を行い、強度上疑義がある場合は、当該レディーミクストコンクリートの使用を中止することがある。

ただし、重要構造物以外で少量の場合は当該試験を省略することができる。

(2) モルタル

モルタルの配合は下表のとおりとする。セメントの種類は高炉セメントB以上とする。

配合比	セメント(kg)	砂(m ³)	摘 要
1:3	530	1.05	ブロック目地材、敷モルタル

(3) コンクリート二次製品

資 材 名	規 格	備考(用途等)
U型側溝	水路用500、落蓋500、可変側溝400×500	
	道路用400、道路用300	
集水桝	500型、600型	

(4) 路盤材

工 種	材 料	修正CBR	備 考
路床置換	シラス	20以上	
上層路盤	粒調碎石40mm以下	80以上	

- 1) 骨材寸法は13mm以下とする。

2 . カタログ、各種成績書等

材 料 名	提 出 物	備 考
生コンクリート	配合設計書	
コンクリート二次製品	証明書、試験成績書	
土砂碎石類	証明書、試験成績書	

3 . 材料保管

各種材料は、使用前に破損、変質の有無を検査し、破損品、変質品は使用してはならない。

また、材料は破損変質を来さないように所定の場所に保管しなければならない。

第 9 章 施工

1 . 一般事項

(1) 工事着手

耕作地を使用する場合には、地権者、耕作者に了承を得た後に行うこと。

(2) 水準点及び基準点

この工事の水準点及び基準点は、監督職員が指定するKBM、トラバース点を使用する。

また、各点間の基準高及び座標等については、着工前、施工中、完成時などの段階で確認するものとする。

- (3) この工事の事業計画全体(営農防災計画を含む)について、監督職員と打合せを行い、営農に支障のない施設整備に努めなければならない。
- (4) 施工に先立ち、地区界、基準杭等を現地で監督職員の立会のもとに確認しなければならない。
また、これらの杭は工事施工中にあっても移動しないように留意しなければならない。
ただし、施工上支障になる場合は、監督職員と打合せのうえ引照杭等を設け終了後復元するものとする。
- (5) 検測又は、確認
この工事では、下記の段階の検測又は、確認について事前に監督職員と協議しなければならない。
また、受注者は工程管理を密にし、検測、確認日の調整を行うよう努めなければならない。

工 種	作 業 段 階	備 考
土工	丁張	着工前測量後
路床置換工	各層の締固め段階	ブルフローリング、密度試験、基準高、幅、厚さ等
路盤工	完了後の支持力確認時	

2 . 土工

(1) 伐開

- 1) 伐開区分は、共通仕様書第3章第3節3-3-1の3-(4)の伐開Ⅱとする。
- 2) 立竹木伐採については、道路敷地以外で地権者の指定する隣接した場所もしくは、監督職員と協議の上、承認を得た場所に仮置する。

(2) 掘削

- 1) 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。法面の崩落により、ほかの施設に重大な影響が発生又はその恐れがある時は、速やかに監督職員と打ち合わせなければならない。
- 2) 切土の法面は、安定を確保しながら施工すること。
- 3) 掘削土は埋戻及び盛土に流用するものとする。但し、流用に不適当な場合は、搬入土等について、監督職員と協議するものとする。
- 4) 掘削中湧水があった場合は、その処理について監督職員と協議しその指示により施工を行うこと。
また、地下水位が高い場合も同様とする。

(3) 埋戻、盛土

- 1) 路肩及び構造物周辺の埋戻は、一層の仕上り厚が30cm程度となるようにまき出し、振動コンパクタ90kg級、又はタンパ60～100kg級、あるいは振動ローラ(0.8～1.1t)により、所定の締固め密度が得られるまで締固めなければならない。
- 2) 盛土は、一層の仕上り厚が30cm程度となるようにまき出し、振動ローラで所定の締固め密度が得られるまで締固めなければならない。

(4) 構造物の地盤

床掘、盛土面に直接既製品(U型溝・合流槽等)を布設する場合、特に据付部は振動コンパクタ90kg級、又はタンパ60～100kg級等での締固めを十分行い、既製品が沈下しないよう施工するものとする。

また、軟弱な地盤が露出した場合は、監督職員と協議を行いその指示によること。

なお、既製品の側面部も同様に締固めを十分に行い、埋戻土や盛土が沈下しないよう施工するものとする。

(5) 建設発生土

建設発生土は、(別紙-1)に基づき適正に処理しなければならない。

また、仮置等をする場合は、降雨等により外部へ流出したり、災害の発生がないように十分留意し、管理しなければならない。

(1) 基礎砕石

基礎碎石は、再生材40mm以下を均等に敷均した後、振動コンパクタ90kg級（又はタンパ60～100kg級）により転圧を行い、所定の密度を確保しなければならない。

3 . 鉄筋工

(1) 組立・加工

鉄筋加工組立については、図面で十分理解したうえで行うこととし、疑義がある場合は速やかに監督職員と打ち合わせること。

(2) スペーサ

スペーサは、構造物の側面については、原則、2個／㎡以上、構造物の底版については、4個／㎡以上設置するものとする。

4 . コンクリート

(1) 打設

1) コンクリート打設は、型枠、配筋配置の、それぞれの検査を受けた後、打設するものとする。

2) コンクリートの打設に当たっては、硬化時の発熱によるひび割れ等の発生に十分注意しなければならない。

3) 打設工法については監督職員と打合せるものとする。

(2) 養生

現地の気象条件等を十分考慮のうえ、コンクリート打設後に急激な温度変化、湿度、乾燥等の有害な影響を受けないよう十分に注意して養生しなければならない。

5 . コンクリート二次製品

(1) 用水路工及び排水路工の鉄筋コンクリートU型のモルタル目地は、10mmを標準に水漏れ等のないよう接合しなければならない。但し、湧水等が多い場合は監督職員と協議を行い目地無し施工とする場合がある。

(2) 隙間箇所での目地の施工

1) 開水路、側溝等

U型溝、L型水路、大型水路等の施工は下記によるものとする。

区 分	規 格	内 容
最大隙間	30mm未満	モルタルで施工
"	30mm～100mm 未満	無筋コンクリート 製品厚さに100mm、目地幅に200mmを加え、二次製品を巻き込むようにコンクリート打設
"	100mm～300mm 未満	鉄筋コンクリート ①二次製品に削孔を行う ②躯体主鉄筋と同等以上を配置(SD345) ③製品厚さに100mm、目地幅に200mmを加え、二次製品を巻き込むようにコンクリート打設(δ _{ck} =21KN/mm ²)

(3) 敷モルタルの施工

開水路及び暗渠の施工においては、均しコンクリート施工後、敷モルタルを敷均し、均しコンクリートと底版床面との間に隙間が生じないように施工しなければならない。

なお、この場合の敷きモルタル厚さは下表のとおりとする。

種 類	構 造	敷モルタル厚	備 考
開水路	U型側溝、落蓋側溝	30 mm	

6 . 道路復旧工

(1) 道路復旧

道路及び法面の復旧は、工事開始前の状態に復旧すること。

また、道路舗装復旧等は、沈下しないよう十分に転圧し復旧することとし、沈下等があった場合は、受注者の責任で処理すること。

(2) 路床工

路盤施工に先だち、路床に不陸がないように仕上げなければならない。

路床置換がある場合は、締固め一層仕上げ厚は20cm以内とし、所定の密度等が得られるまで締固めなければならない。

材 料	路床置換の品質管理(密度)規格値		備 考
	I－1交通	I－2交通以上	
シラス	90%以上	95%以上	

(3) 路盤工

下層、上層路盤工は所定の密度等が得られるまで締め固めなければならない。

材料	路盤の品質管理(密度)規格値	備考
粒調碎石	93%以上	

7 . 仮設工

仮設工については、「共通仕様書」「土木工事等施工技術安全指針」に則り適正に設置、管理を行うこと。

第 10 章 施工管理

1 . 施工管理の基準

- (1) 施工管理基準に定めのない追加の項目とその管理基準は、監督職員と協議すること。
- (2) 施工管理基準の変更及び除外項目は、協議による。
- (3) 施工管理における規格値は、施工管理基準の管理基準値(参考)を満たす値、もしくは別途定めた社内規格値を採用するものとする。
ただし、社内規格値については、施工管理基準の管理基準値を満たす値とする。

第 11 章 土砂流出防止対策

1 . 調査

施工計画書を作成するのに先立ち実施するものとする。

現場内を把握するため設計図書を持参し、工事対象区域内の湧水箇所、排水状況、土地利用状況、農地保全施設、土砂流出防止施設、動植物の生態系、気象及び被害状況等を調査し土砂流出防止対策を検討するものとする。

また、取り付け道路、施工区域外部の排水路の流末処理状況、緊急時に影響が及ぶ可能性のある一帯の民家等重要な諸施設の調査を行い、土砂流出防止対策工法を検討する。

2 . 施工計画書の作成

正確、安全な計画を立てることはもとより、現地調査等により検討した土砂流出防止対策工法(発生源対策、流出防止対策、自然環境保護対策等)を加味した施工計画書を速やかに作成し、提出しなければならない。

3 . 土砂流出パトロール

降雨時には現場内の法崩れ、その他河川(海)への流出の恐れのある箇所などを事前にパトロールし、危険箇所や流出があった場合、応急的な措置をとると共に、その結果を監督職員に報告し日誌に管理するものとする。

4 . その他

上記事項に留意し、地区内からの土砂流出は完全に防ぐ心構えで工事施工すること。

第 12 章 条件変更の補足説明

この工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは設計図書等に明示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- 1 . 第2章の2、3の工事概要及び工事数量に変更があった場合
- 2 . 掘削にともない、第4章の1の土質に相違があった場合
- 3 . 転石や岩盤等の出現
- 4 . 地下水位が高い場合、あるいは湧水がある場合
- 5 . 地下埋設物(埋蔵文化財を含む)の出現
- 6 . 排出ガス区分

第 13 章 安全管理

- 1 . 工事施工の安全を期するため、共通仕様書第1章第1節1-1-42「諸法令、諸法規の遵守」の法律、規則等を守らなければならない。

- 2 . 交通管理については、工事現場内外のトラブル、交通事故の絶無を計り、一般交通の安全性を確保しなければならない。
- 3 . 工事現場を標示する工事板(工事予告版、工事名標識板、協力依頼板、協力感謝板等)は、規定の本数を規定の位置に設置すること。
また、工事区間内は車の通行に支障のないように路面を整理して、安全ロープ、防護柵、夜間標識、バリケード等を設置して、事故防止に努めなければならない。
- 4 . 工事施工のための安全対策は、(別紙—2)による。

第 14 章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又はこの工事の施工に当たり疑義が生じた場合には、必要に応じて監督職員と工事打合せ記録簿及び打合せ書により協議するものとする。

第 15 章 その他

- 1 . 前払金及び部分払い、中間前払
前払金は、40%以内で支払うことができる。
詳しくは、南九州市会計規則に定める。
- 2 . 検査
 - (1) 工事は、関係機関の検査及びその他の関係機関の検査を受けることがある。その結果、手直し等を生じた場合は、受注者の負担でこれに応じなければならない。
 - (2) 検査に当たっては、現場代理人及び主任技術者並びに施工管理責任者は必ず立会いしなければならない。
 - (3) 検査に必要な資料の提出及び測量器械並びにその他の機材の準備については、検査員の指示に従わなければならない。
 - (4) 検査ヶ所の修復は、検査員の指示により受注者の負担で速やかにこれに応じなければならない。
- 3 . 提出書類
 - (1) 工事工程管理に基づき、月末の工事進度見込みを当月25日までに報告するものとする。
 - (2) 共通仕様書に基づく施工計画書は、契約締結後速やかに提出しなければならない。
- 4 . 受注者に対する措置請求
安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第12条に基づき、受注者に対して必要な措置をとるべきことを請求するものとする。
- 5 . 構造物等の確認
施工者は、構造物の設計図面等が現地に適合しているか、安全上問題ないか、維持管理上問題ないか等を常に考え確認しながら施工を進め、構造の変更が必要な場合は、必ず監督職員の指示を得てから施工すること。
なお、施工者の確認不足により施工し支障が生じた場合は、受注者の責任において対応すること。
- 6 . 施工計画書作成の留意点
施工計画書の作成にあたっては、前記の工事内容、現場条件及び受注者の現地調査、並びに経験上の提案等を反映させ、監督職員の確認を得ること。
- 7 . 個人情報の取り扱い
個人情報の取り扱いにあたっては、個人情報取扱特記事項(別紙—3)を遵守しなければならない。

8 . 県産資材の優先使用について

- (1) 工事に使用する資材については、県内で産出、生産または製造されたもの(以下「県産資材」という。)の優先使用に努めることとし、さらに、県産資材以外の資材等についても、県内に本店を置く資材業者等から調達するよう努めることとする。
- (2) 受注者は、「材料使用承認願」において、全ての資材について県産資材使用の有無を記載するとともに、以下に記載する「指定資材」の中で県産資材を使用しない場合は、「県産資材等不使用状況報告書」を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

指定資材	生コン(レディミクストコンクリート) コンクリート二次製品
(7品目)	石材類 アスファルト合材 木材 樹木 野芝

- (3) 前項で定めた不使用状況報告書において、第1項で定めた資材業者等から調達しない場合は、その理由を記載すること。
- (4) 受注者は、工事完成時及び監督職員から指示された場合、「建設資材使用実績報告書」の電子(エクセル)データを監督職員に提出すること。
- (5) 各様式については、以下の鹿児島県ホームページから取得すること。

鹿児島県ホームページ

ホーム>社会基盤>公共事業>技術管理・検査>仕様書等>工事関係書類一覧表

なお、4項「建設資材使用実績報告書」を監督職員へ提出する際は、工事関係書類一覧表(電子(エクセル)データ)の「下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書」、「県産資材等不活用状況」、「使用材料承認願」、「下請業者使用実績報告書」、「【発注者使用】様式-1」、「【発注者使用】様式-2」のシートは、削除しないこと。

第 1 条 総則

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「再生資源の利用の促進に関する法律」並びに「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等の施行を受け、公共工事再資源の活用が求められることから、「鹿児島県農業農村整備事業における再資源活用に関する実施要領」及びその運用などに基づき、本工事にあたっては、以下の各条項に示す事項を厳守すること。

第 2 条 再生資材の利用

受注者は、下記の資材の使用に際しては、再生資材を利用すること。
 なお、再生切込砕石については、原則として、かごしま認定リサイクル製品認定制度の認定を受けた製品を使用すること。

資材名	規格	備考
再生クラッシャーラン	RC-40	

第 3 条 建設発生土の搬出
(指定処分A)

1. 建設工事の施工により発生する建設発生土は、下記の場所に搬出すること。
- (1) 受入場所の名称：川辺清掃センター跡地
 - (2) 受入場所の所在地：南九州市川辺町上山田地内
 - (3) 受入れ時間帯：8時30分～17時00分
 - (4) 仮置き等：発注者側からの指定はない。
 - (5) 搬出土の土質：砂質土
 - (6) 搬出土量：188m³
 - (7) 運搬距離，時間：18.6km(片道)

第 4 条 再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画

再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含めて提出すること。
 また、その実施状況の記録を完成書類に含めて提出すること。

第 5 条 特定建設資材の分別解体等・再資源化等(建設リサイクル法対象工事の場合)

500万円以上の建設工事は、建設リサイクル法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等について適正な措置を講ずること。

また、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

1. 分別解体等の方法

工程	工程	作業内容	分別解体等の方法(※)
工程毎の作業内容・解体法	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

第 1 条 工事施工のための安全対策

1 . 分別解体等の方法

(1) 安全標識

- 1) 立入り禁止の標識
- 2) 制限速度及び注意の標識
- 3) 工事予告の標識
- 4) その他上記に準ずるもので掲示板、看板、立札、安全塔、各種標識、掲揚塔、保安塔、回転灯

2 . 安全施設

(1) 工事現場の囲い、手すり、地すり(幅木)

- 1) 工事現場周辺の囲い、有刺鉄線、ロープ等
- 2) 墜落の危険のある作業場所での手すり、地すり、安全ロープ等
- 3) 落下物に対する簡単な金網、板等の防護施設

(2) 高圧機器の感電防止柵等

- 1) 地上に設置する変圧及び、高圧負荷の機器の防護策等
- 2) 簡易クレーン等が道路又は、道路上を横断する場合、落下物に対する簡単な防護施設

(3) 警報装置等

- 1) 交通頻繁な出入口等に設置する警報装置(信号機、カーブミラー等)
- 2) 危険区域からの退避等を知らせる警報装置(鐘、サイレン等)
- 3) その他(トランシーバー、保安燈の電池、赤旗等)

(4) 交通安全施設等

バリケード、セーフティコーン、進入防止柵、歩道柵、放送施設、その他警報施設、遮断機等

(5) その他上記に準ずる危険防止施設

3 . 監視員等の配備

(1) 監視員

- 1) 線路に接近して行う作業で列車及び作業員の安全確保の必要な場合の監視
- 2) コンクリート橋梁仮設作業等の支保工の変形圧縮沈下等の監視
- 3) 土石の崩壊又は落下の危険のある作業場所での監視
- 4) 道路及び通路等に接近して作業をする場合の道路監視

(2) 誘導員

- 1) 土砂場、崖縁、見通し困難な場所、工事用道路と一般道路との交差する箇所、土石等の崩壊、落下の恐れのある箇所、又は他の作業箇所と接近する箇所等で安全上必要な箇所での誘導
- 2) 一般公道上で作業する場合の誘導
- 3) その他上記に準ずるもの

(3) 見張員

- 1) 倒壊及びコンクリート塊、鉄片等の飛散、落下に対する災害防止に必要な場合の見張り
- 2) 見通しの悪いところの見張り
- 3) その他上記に準ずるもの

(4) 信号手

- 1) トラック等の出入頻繁な箇所の信号手
- 2) 点火(発破作業)の合図、退避の合図(旗振り)のため
- 3) 危険作業及び交通頻繁な箇所の信号手
- 4) その他上記に準ずるもの

(5) 安全用品

保安帽、命綱、防じんマスク、防毒マスク、耳栓、信号燈、発煙筒等

第 2 条 安全・訓練等に関する施工計画の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

(別紙-3)

個人情報取扱特記事項

- 第1 受注者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき個人情報(個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

- 第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
- 2 受注者は、この業務に従事している者(以下「従事者」という。)に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するとともに、業務を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(保有の制限等)

- 第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- 2 受注者は、この契約による業務を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

(適正管理)

- 第4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 第5 受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(持ち出しの禁止)

- 第6 受注者は、発注者の指示があるときを除き、乙がこの契約による業務に係る個人情報を取り扱っている事業所その他の場所から個人情報を持ち出してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 第7 受注者は、発注者の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 第8 受注者は、発注者の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者(受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に委託し、又は請け負わせてはならない。
なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
- 2 受注者は、正当な理由により前項の承認を得た場合は、前項の第三者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、前項の第三者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第9 受注者は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還)

第10 受注者は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。

2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(報告義務)

第11 受注者は、発注者から求めがあったときは、この契約の遵守状況について甲に対して報告しなければならない。

(事故報告)

第12 発注者は、受注者がこの契約による工事を処理するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

(監査及び実地調査)

第13 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の管理の状況について、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者に対して、監査又は随時、実地に調査することができる。

(指示)

第14 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができ、受注者はこれに従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第15 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

2 受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を求めることはできない。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第16 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。